

干拓と漁民（上）

—— 児島灣の場合 ——

由比浜省 吾

【要約】 国土開発の要請にこたえて行われる海面干拓や埋立事業は、当然沿岸漁業との間に矛盾をひきおこす。この矛盾がはたして十分合理的に克服されてきたであろうか、あるいは犠牲は漁村側におしつけられてはいないであろうか。従来干拓地における実態の究明は今後の干拓に際しても大きい意義を有する。本稿では日本における代表的な大規模干拓の例として岡山県の児島灣をとり上げて見た。ここでは問題が集中的に存在するが、そのいずれについても干拓施行者側、漁民側双方の対処方策に欠陥が指摘されるほか、干拓や埋立の進行に伴って設立された工場が漁業上に及ぼす諸問題についても、決して満足すべき解決を見てはいない。本稿は海面干拓が漁業に及ぼす諸問題中、自然地理学的な分野は省略し、主として漁村側資料によつて干拓への漁村の対応の姿を歴史的に眺め、過程と結果を総合的に評価することにより問題点の確認を行つた。

序 章

一、問題の所在

浅海や内水面の干陸化による農地造成事業は近世以降活発化し、かようにして得られた農地は新田という呼称によつて知られている。開発適地の陸化事業は明治以後も続行

されて、技術の進歩や事業の多目的化を見つつ現代ことに第二次大戦後はこれが盛行している。戦後の農林政策は二期に大別されるが、いずれの時期を通じても農地開発事業は重要施策の一つであつたし、また臨海工業地帯造成要求に伴なう海面埋立事業は工業化をめざす各地方自治体の重要施策の一つとなつている。

われわれはこの種の事業の有する意義の重要性についてはいささかも認識を誤るものではなく、むしろ国土計画・地方計画の観点からも慎重な考慮と雄大な立案、さらに重点的資本投下による開発の必要性を認め、それが直接間接に当該地域のみならず広域にわたつて経済的發展に貢献することを願うものである。しかし干拓や埋立事業がすべての場合に妥当であり、合理的に施行され、地域全体の發展に寄与してきたかという点にはいささか疑問が残るし、また干拓・埋立の開発成果のみが評価されその与えた裏面のマイナスまでを含む総合的評価が欠如しているくらいがあると考える。水面を陸化する場合、多かれ少なかれそこは漁場・水上交通路・用水源・排水地等としての意義を有していたはずであり、トラブルなしには行い得ない。ダム建設のかけに水没してゆく農山村の場合と同じくこれら水面の有した意義や価値が開発事業により圧迫されあるいは消滅してゆくとき、新しく生れ出されたものによつて姿を変えて旧に増して真の發展を示し得たか、はたまた軽視・看過されて不合理面を残しているかは、今後の場合に備えて十分に検討する価値がある。

われわれ岡山大学人文地理学教室員は、干拓事業（干拓と埋立は定義を異にするがここでは両者を総称してこう呼ぶこととする）が漁村に及ぼす影響を地理学的に研究する必要があると認め、三年計画で全国の主要干拓地域を調査することとし、問題点を次のように整理してみた。

- (1) 海況変化（潮流の方向・流速、塩分濃度、水温、産卵場、稚魚成育場等の変化）が沿岸水産業に及ぼす影響
- (2) 環境変化が漁業経済に及ぼす影響
- (3) 干拓に伴なう漁業補償と漁村社会の対応
- (4) 漁場の縮少・消滅による脱漁民化と漁村社会の変質
- (5) 工場設置に伴なう水質汚濁が漁業経済に及ぼす影響
- (6) その他の諸問題

以上の諸点は国民経済上切実な問題であるから、同じ主題に関心を有する研究者と協力しつづつ年を追つて研究地域ごとに明確にしてゆくはずであるが、本稿は干拓史上全国的に著名な岡山県児島湾をとり上げ、時代を明治中期以降に限定し、上記(3)、(4)の問題を中心に児島湾干拓の側面を歴史的に追跡し、その評価を試みるものである。

① すでに発表したものとしては次のものがある。

河野通博「戦後干拓の展開と問題点」『地理』四卷一〇号

河野通博「干拓による海況・漁況の変化とその漁業に及ぼす影響について」（人文地理学会大会発表）昭和三四年一月

由比浜省吾「干拓と漁民——児島湾の場合——」（人文地理学会大会発表）昭和三三年一月

由比浜省吾「岡山県錦海湾干拓に伴なう漁業補償と漁民の転業について」（人文地理学会大会発表）昭和三四年一月

野通博氏に対する科学研究費による調査結果を加えて執筆したものである。

二、児島湾干拓史の概要

(1) 藤田組干拓前史 児島湾沿岸の干拓の歴史は古いが、

大規模で著名なものを挙げると元禄五年の沖新田一、九一八町、文政七年の興除新田八三九町の両者がある。下つて

明治八年には湾奥の土族授産地三〇二町および都宇開墾二七町、二六年には三菱開墾六五町、杉山開墾六五町等が開かれた。これら近世以降児島湾周辺および沿岸の干拓地を

総計すれば約八、七〇〇町となる。しかし児島湾を今日の姿に大きく変貌させたのは藤田組の開墾事業、そしてそれを引き継いだ国営干拓事業と、湾を淡水湖化させた児島湾沿岸水利事業であつた。

明治初期、児島湾干拓は士族の結社により競願が行われたが、今日の児島湾干拓を現出する基礎となつたのは、高崎県令が中央に具申し、その結果調査に派遣された内務省雇工師ムルドルの開墾復命書である。明治一四年の復命書によると、まず一区（三六〇町）、二区（一、〇六〇町）、三区（二〇〇町）、四区（四五町）、合計一、七六五町を即時着工可能とみなし、その後五区、六区、七区、八区を順次築堤することを勧告している。この大工事に対し競願中の各士族結社はいずれも資金調達に成功せず、明治一七年岡山の生本伝九郎が東京の鹿兒岩藏、大阪の藤田伝三郎を保証人として出願し、さらに他二名を加えて五名の組合で着手するはずであつたが、組合計画は中途で挫折し、明治二〇年干拓計画の権利一切を藤田伝三郎に譲つたので、明治二二年干拓知事は藤田伝三郎の単独工事による一区から八区に至る干拓計画に対して起業許可を与えたのである。

これに対し県会は早速問題としてとりあげ、沿岸漁村からは漁業問題に関し、周辺農村からは水利水運問題に関して反対陳情が続出し、さらに明治二三年には周辺諸村住民の連合による児島湾開墾許可取消請求の行政訴訟が提起さ

第 1 表

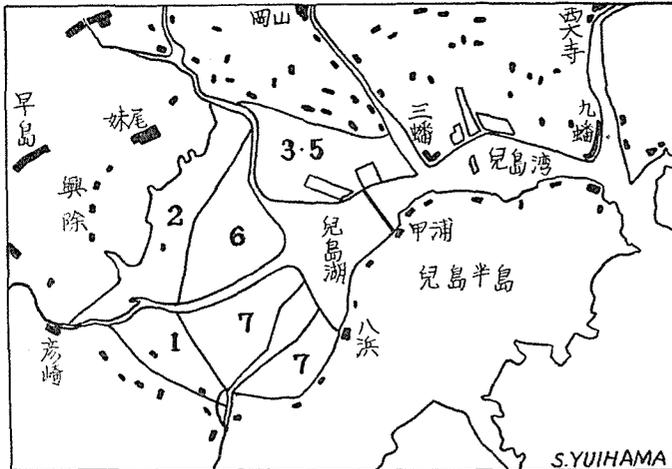
工 区	施 行 者	着 手	竣 工	総面積	造田面積
1 区	藤 田 組	明治32年	明治38年	466町	377町
2 区	藤 田 組	明治32年	明治45年	1,292	970
3・5区	藤 田 組	昭和 8年	昭和16年	1,210	855
6 区	藤田農地開墾 (前後) 農林省	昭和14年	昭和28年	922	798
7 区	田林営団 (前後) 農林省	昭和19年		1,649	1,226
合 計				5,539	4,226

(注) 面積がムルドルの計画と異なるのは、着工前の変更によるためである。

重要国策の一つとして緊急完成を企図し、最も遅れていた七区は昭和一八年に藤田組から農地開発営団に引き継がれて翌年より築堤に着手、さらに戦後になると六区は農地改革により藤田農場が解散したため事業主体が消失して工事が中断され、七区と共に昭和二二年より農林省(岡山農地事務局)の直轄工事となつた。現在六区はすでに完成し、七区も半分

三年に至つて訴訟は和解により終結し、六区は昭和一四年に築堤に着手、三・五区は昭和一六年に完成したが、その後の工事は戦争のため中断されてしまった。政府は干拓を

第2図 干拓完成図



が完成、開田され、残存部分の工事が継続されている。かくして既成および造成予定の合計面積は第一表のごとくになつた。^④

一区・二区は竣工と同時に四農区に分けて藤田農場として経営されて農地改革に至つて解散、自作農化された。農林省による六区は藤田干拓と呼ばれ藤田村に編入、七区は児島湾干拓と呼ばれ、

完成後の所屬は未定であるが入植地区は一応灘崎町とされている。一区・二区の呼称は今は大方向忘れられているが、三・五区、六区、七区は今日一般にそのままの名で呼ばれている。

③ 農林省児島灣干拓建設事務所『農林省児島灣干拓事業概要』昭和三〇年。

(3) 児島灣の淡水湖化 児島灣の干拓は元來單式干拓計畫であつたが、開田地域が用水路の末端に位置する新開地で用水権を有しないため農業用水の獲得・保持に種々の不利があるので、干拓堤防外の殘存海面の淡水化により用水問題を解決する農業水利改良を第一目標とし、建設中の七区の急速完成を第二目標として(六区および七区は既往の一区・二区と異りサンドポンプで前面海底の土砂を堤内埋立に用いたため堤防は堅固さを必要とするが必ずしも台風時の風浪に堪えるほどではない。伊勢灣台風の際の如き災害から干拓地を保護するには複式干拓は有効である)、旭川河口よりやや西側で児島灣の狹隘部を幅広い堤防で以て灣を締め切り、複式干拓化することとなつたのである。この農林省児島沿岸水利事業計畫(淡水湖化工事)は昭和二四年に立案され二五年に着手、

三一年に潮止工事を施行、三四年に竣工した。堤防の延長は一、五五八メートル、二カ所に樋門を設け南側樋門に接続して船舶用の閘門を有し、これらゲイトの総延長は二五三メートルに及ぶ。かくして児島灣は日本における複式干拓の最初の例となつたが、類似の方式は八郎潟干拓に適用されており、やがては有明海大干拓等にも複式干拓方式が適用されるであろう。しかしながら、灣の淡水湖化は造成農地における干魃時の農業水利問題解決に大いなる寄与をしたものの、遂次漁場を狭められてきていた漁民にとつては死活問題であり、補償問題は二年間にわたつてもまれ続けたのである^①。

締切堤防建設工事は農林省の手で行われ、潮止工事後の堤防上通行・樋門操作等の管理も農林省が行つていたが、昭和三五年に児島灣土地改良区に引き継がれる予定である。

④ 岡山県農林部水産課『児島灣の淡水湖化をめぐつて——漁業権の消滅から免許まで——』昭和三二年。

(4) その他の干拓 すでに出現した児島湖の南東岸に、補助干拓として児島灣干拓二七町が施行中であり、堤外の旭川河口左岸においては、旧八区の一部が高島干拓として

計画されている。^⑤

以上本論の叙述に対する予備的概念のために記したのであつて、農地開発の過程やそこに展開された農業上の諸問題（寄生地主制や農業機械化等）は豊富な諸論考に譲る。^⑥

⑤ 河野通博「戦後干拓の展開と問題点」。

⑥ 岡山大学農学部農業経済学研究室「岡山県児島湾干拓地農業に関する文献目録」昭和二十九年、が詳細に集録している。

第一章 児島湾漁業の性格

一、漁場としての児島湾の条件

児島湾は湾口に近く、吉井川、次いで狭隘部に旭川が開口し、その奥に広がるポケット部には笹ヶ瀬川・妹尾川・倉敷川・加茂川等が流入しており、これら諸川の運搬物は潮汐によつて堆積し泥砂は滲筋を残して干潮時には広大な干潟面を露呈する厚い堆積層を形成していた。一方には淡水の注入を見るこのような広大低平な浅海は、深い湾入によつて風浪が静穏で、魚類にとつての絶好の産卵場であり稚魚の成育場であつた。とくにかかる条件に好適な魚類の成育・増殖によく、さらに浅海養殖の適地をも提供していた

のである。

漁業法成立当時の専用漁業免許状に掲げる魚類及びその他の水産動物を挙げれば、ボラ・チヌ・セイゴ・アミ・シラウオ・ヒラ・ママカリ・カニ・マス・ツナシ・ウナギ・イナ・シユクチ・ハゼ・サザエ・ハイガイ・モガイ・アゲマキがあり、中でも天然ウナギは備前の名産の名が高く、シラウオ・アミもまた著名で漁期には大群をなして現われ、この他にもベイカは盛期には船上よりすくい取りをするほど発生し、魚餌や肥料となつたヒイル（虫）も極めて豊富に発生した。これら略奪的漁業のほか、ハイガイは古来児島湾の特産として著名であつたが安政年間より養殖が行われ、カキ養殖も妹尾地先における文化年間の開始をはじめとして大崎地先にも行われ、アゲマキは明治二六年児島養貝会社により有明海より移植され、上道郡（旭川左岸）地先ではノリ養殖が明治一六年頃より始つていた。これら豊富な水産資源に支えられ、漁村密度高く、浅海独特の漁法が随所に発達していたのである。

二、漁業の方法

専用漁業免許状には漕網・刺網・建網・四手網・延繩・

採貝等、二八種類を掲げてあるが、これを漁村別に見れば次の如くである。^①

上道群九幡村 白魚・雑魚四手網、雑魚投網、手繰網、ウナギその他延縄、ウナギ搔、各種一本釣

津田村 流投網、雑魚投網、雑魚四手網、ウナギ延縄、ウナギ搔、ハゼ延縄、ボラ・イナ刺網、カニ釣、ノリ

光政村 白魚・雑魚四手網、雑魚投網、ウナギ搔、ウナギ延縄、シジミ搔

操陽村 雑魚投網、雑魚抄網、シジミ搔

沖田村 ウナギ延縄、ウナギ搔、雑魚四手網、雑魚投網、

ハゼ建網、ノリ

三幡村 白魚・雑魚四手網、ハゼ延縄、ハゼ釣、雑魚投網、

ノリ

平井村 雑魚投網、ウナギ・ハゼ延縄、雑魚抄網、シジミ搔

搔

御津郡福浜村 白魚・雑魚四手網、雑魚投網、ウナギ搔、持網、

五人網（鵜縄抄網）、カニ釣、アゲマキ・ハイガイ手掘

芳田村 白魚・雑魚四手網、持網、ハゼ釣、アゲマキ・ハ

イガイ手掘

白石村 白魚・雑魚四手網、アゲマキ・ハイガイ手掘

都窪郡福田村 ウナギ搔、持網、雑魚四手網、アゲマキ手掘

妹尾町 ウナギ延縄、ウナギ搔、白魚・雑魚四手網、アミ、

雑魚持網、アゲマキ・ハイガイ手掘、カキ

児島郡興除村 ウナギ搔、雑魚四手網、雑魚投網、アゲマキ・ハ

イガイ手掘

灘崎村 ウナギ搔、雑魚四手網、アゲマキ・ハイガイ手掘

莊内村 ウナギ搔、雑魚四手網、雑魚投網、アゲマキ手掘、

カキ

八浜町 樫木、矢井床、白魚・雑魚四手網、ウナギ延縄、

ウナギ搔、雑魚投網、ツナシ建網、モガイ、ハイガイ、

カキ、アゲマキ手掘、建千網

甲浦村 樫木、白魚四手網、ハゼ漕網、カニ釣、ゲタ曳網、

流投網、ツナシ・ママカリ建網

これらのうち特殊なものについて若干の説明を加えると、樫木漁業は長さ五尋の樫丸太を二間間隔で海底に打ち込み、その間に長さ五尋の袋網を張り、八帖を一組として干潮に向う際の急速な潮流を利用する定置漁業である。ただし八浜の樫木のみは一朝ごとに樫立場所を移動する独特の性質と権利を有する、いわば「移動式定置」漁業である。湾内漁法中最大の資本を要し、漁獲も最大であった。矢井床漁

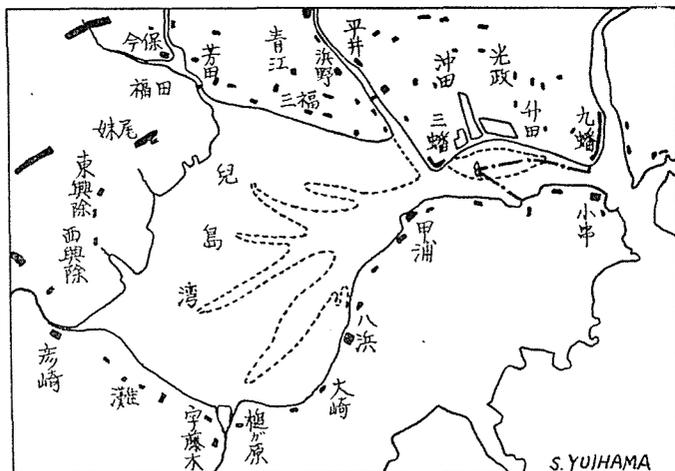
業は海底にソダを斜に植えこみ、魚を集めて周囲の水をたたき、逃げる所を上から投網を打つ方法で、網そのものは他と変らないが矢井床設定のため定置漁業の一種となる。

樫木に次ぐ漁業である。他はすべて零細漁業で、建干網は有明海と同様であり、四手網は海岸に定置するものと漁船に据付けるものとあり、持網は四手類似の網であるが棒受網の一種で漁船に装置する。これらすべてに用いられる漁船はいずれも無動力で、湾口付近の漁村においては湾外出漁者がまず動力化し、さらに児島湾締切以後に一部分が動力化した。が、湾内の漁村は最後まで動力船を有しなかつた。

干潟漁業の中で特殊なものは大崎漁民の板乗漁業で、地先の干潟が軟泥であるため足にスキー状の板をはき、これで行き採貝あるいはウナギ搔を行うものである。ウナギ搔についても福浜村漁民は手づかみで採捕し魚体に損傷を与えぬ特技を有していた。なお、干拓地内の用水路では淡水魚(主としてフナ)も漁獲されていた。

⑦ 岡山県内務部商工水産課『岡山県水産一班』昭和六年、三九

第3図 漁村分布, 専用漁業権区域, 干潟範囲図



て大きい音を立てていたという。現在の六区・七区の地域においても往時はそれだけの流速があつたことを示すもので、それが樫木のみならず、建干網・持網等の潮汐利用漁法を発達せしめていたのである。

⑧ 八浜
正。頁を修
一四〇

元樫木
業者繩
手新三
郎氏に
よれば、
急潮時
には二
本の樫
丸太が
二間の
距離に
もかか
わらず
頭を打
ち合つ

三、漁業権と漁民階層

児島湾の漁業者は大別すれば三者となる。すなわち大漁師、小漁師、養貝会社である。

前節の各漁法中、八浜と甲浦にのみ見られる榎木漁業者は「大漁師」と称され、夏のアミ漁・冬のヒール漁を主要対象とし、近世に藩主より得た特許により統制制限を有する株組織で、そのまま各地区ごとに榎木組合（仲間）を作り、一般漁民と別個の関係であつた。矢井床漁業者もこれに準じた。

その他はすべて大同小異の「小漁師」で、ことごとく独立の小商品生産者であり、相互間の雇傭・支配関係もなく、階層分解もほとんど行われていない。かかる状態を継続したのは海況・漁況がどの漁民をも零細資本で容易に稼行可能ならしめていたからであり、蓄積による資本の拡大の必要性も少なく、牧歌的漁業であつた。大漁師株が売却される際にこれを買得して大漁師化した者もあるが、これとてもととえ蓄積が進んでも統制増加は禁止されており、別種の漁業資本への発展も示さなかつた。他の分解は養貝会社および大漁師が行う小漁師中からの要員雇傭である。前者

は通年、後者は季節的であり、養貝会社の幹部ないしは雇傭員中の幹部に登用された者が小漁師仲間に戻つた場合に組織中の有力者となつている（八浜の場合）が、それは八浜およびその周辺を養貝事業を通じて支配した会社の要員として形成された地位であつて、仲間内部における政治的指導権の獲得ではあつたが階層分解の結果生じた経済的支配ではない。しかし小漁師仲間においても、無資本で稼行し得る採貝業者のみは権利的に差別され、一人前の漁師扱いを受けなかつた。^⑤

小漁師は、村によつて方法を異にするが、地区仲間に分れて総代を組合総代会に送つていたが、八浜においては漁種別に持網仲間・ウナギ搔仲間・ウナギ繩仲間・ウナギ建網仲間・雑魚仲間・見石部（これのみは八浜部落と距離があり部落として一括、漁種は投網）に分れていた。漁業組合は大漁師専業者を排除してこれら小漁師のみで結成され、児島湾の最重要な慣行による専用漁業権は沿岸全体の小漁師が保有していたのである。大漁師は独自の漁業権を行使し得たため、かつ漁業収益も小漁師と比較にならぬ程大であつたために、組合加入の必要を認めず自己の仲間間で問題を処

理していたのである。

児島湾沿岸には、小串を除いて九幡（九幡村）、光政（光政村）、升田（津田村、以上三は現在西大寺市）、沖田（沖田村）、三幡（三幡村）、平井（平井村）、浜野（福浜村）、三福（福浜村）、青江（福浜村）、芳田（芳田村）、今保（白石村、以上八は現在岡山市）、福田（福田村）、妹尾（妹尾町）、東興除（東興除村）、西興除（西興除村、以上二は現在興除村）、彦崎（彦崎村）、灘（灘村、以上二は現在灘崎町）、宇藤木（莊内村）、槌ヶ原（秀天村、後に莊内村）、大崎（秀天村、後に八浜町）、八浜（八浜町、以上四は現在玉野市）、甲浦（甲浦村、現在岡山市）の二二の漁業組合が成立していた。これらは連合して「児島湾沿岸十二漁業組合」（以下二十二組合と略称す）を結成し、近世より水主浦として発言力の強い平井・青江・八浜・甲浦のうち、漁民数・専業者の多くかつ養員会社の存在した八浜にその事務所を置き八浜漁業組合を代表組合として湾内全域の専用漁業権を享有したのである。二十二組合の性格として注目すべきは、第一に慣行専用漁業権に結ばれた強い結束であり、あらゆる利害には二十二組合の名で行動した点である。第二には児島湾内部における漁業調整委員会の役

割をある程度果していた点で、最も問題の頻発したのは笹ヶ瀬下流と旭川河口付近のシラウオ漁場関係であつたが、時として警察力の介入を待たねばならなかつたとはいへ、各組合の代表理事より成る理事会やその選出した委員会は、湾内秩序の維持に相当の貢献をしたのである。

ノリ養殖は二十二組合の直接管理下にはなく、地元組合独自の出願によつて得た区画漁業権に基く。

諸組合は隣接する小串から児島半島南岸に至る各組合と相互に入漁協定を結び操業してきた。^⑨ただし湾奥部諸組合が湾外漁業に示す興味は少なかつた。

- ⑨ 八浜町漁業組合総代会決議録によると昭和一〇年六月の通常総会において、後述する倉敷レーヨン補償金の配分を審議した際、アゲマキ採捕者九名から幾分か分配を受けた旨申出があつたが、アゲマキ採捕従業者は漁業組合員でもなく、而も仲間の組織もなく、便宜上準組合員の名を与えて採捕証票を交付しているに過ぎぬという理由で拒否決議を行つた。

⑩ 河野通博「漁場入会慣行の諸類型——明治期の瀬戸内海を中心——」『人文地理』一〇巻三号。

四、児島養員会社

近世末期より開始されたハイガイ養殖は、湾内の漁業権

を掌握していた八浜漁民の反対に対して文久年間には大崎の大庄屋が藩権力をかりて対抗し次第に事業を拡大し、明治に入つて益々盛況となつた。明治六年清国への初輸出で好評を得て以来は小業者の濫立・濫獲により一四年から濫売が起り一七年には極度に達して暴落し、業者の倒産が続出した。八浜の藤原元太郎^⑩はこれを改善するため業者を結合して組合を作つて漸次拡大し、他地区の業者も含めた全児島湾の組合は明治一九年に成立した。しかし組合内に種貝買取競争が生じ再び問題となつたため、明治二一年まず渾大防益三郎と興除村に児島養貝会社を設け、二三年には同業者を全員結合して八浜に児島養貝株式会社を設立した^⑪。渾大防を社長としたが出資金一八、二九〇円(二五人)中、副社長藤原は二、八九〇円を占めて実質的社長であつた。モガイは明治五年に八浜で養殖を試るものがあつたが、会社設立後明治二四年には種貝欠乏のため島根県中海よりモガイ種苗を移入し、また二六年には有明海よりアゲマキ成貝を移植した。二七年児島養貝合資会社に改めた頃には既に苗貝の蓄積を行つて購入の必要を解消し、以後は輸出額増加・経営順調を続け、三七年には藤原元太郎社長となり、

三三〇町歩の経営地からハイガイ・モガイの年産は五万石に達した^⑫。大正七年には日本養貝会社、九年には日本殖産株式会社に改めた。この年には貝類三種の養殖事業の外に八浜にて小倉織の製造販売へと多角化し、朝鮮にも企業を拡大してウナギ養殖^⑬、ウナギ罐詰、潜水器事業を開始、さらにトロール事業に発展した。もしこれらが順調に成長しておれば大洋漁業に比肩するはずであるが、第一次大戦後から昭和初期の不況でまず織物事業に失敗、トロールも放漫経営のため成功を見なかつた。加えて養貝の成長不良・中国における日貨排斥の影響で、養貝事業に専ら全力を注ぎつつも次第に経営は不振の方向に傾いた。その後養貝成績は回復したが、児島湾干拓の進行・第二次大戦により成績は漸次低落、敗戦により当時一五〇万円の在外資産を喪失、淡水湖化により全面的に事業を消滅した。

養殖初期に八浜漁民とのトラブルが記録されているにもかかわらず、会社設立後に事業の進展を見、最高時は一〇割配当を行うほど収益を挙げるに至り得たのは、藤原元太郎が八浜で首位のローカル・ブルジョワジーで町長・漁業組合長・二十二組代表者を兼ね、小漁師群を掌握支配し

ていたことによる。明治二七年六月、養員会社は八浜漁民と、同三〇年一二月には見石（八浜町）漁民と契約し、区画漁業が専用漁業権に及ぼす被害として補償を毎年支払うほか、児島湾内で新にハイガイ・モガイ養殖出願者があれば八浜漁業組合は徹底的にその排除を運動する旨定めており、三六年三月にはこれを更新、四三年五月には会社と八浜漁業組合は一五年契約で組合員の採捕する貝類を会社へ一手特約販売し、その報酬として年額一〇〇円、買入金額の五%を手数料として組合へ贈与すること、会社へ販売せぬ違反組合員には制裁か不利益処分を組合が加えることを約している^⑩。この契約は大正三年一月、報酬年額を五〇円、手数料率を二%に減じ一一年契約で更新されている。

かかる流通過程の独占確立後は、次章に述べる二十二組合養貝事業との関係を通じて経営を拡大し、かつ中国へのハイガイの生貝輸出以外はアゲマキの煮乾（中国輸出）・モガイのむきみ等、単純加工および罐詰製造に関して妹尾漁民の単純加工を除く湾内南部の独占工場を有し、漁民の家族（女子）の雇傭を通じて支配体制を更に強化していた。

従つて児島湾の干拓は男子による漁業のみならず、これら

大量の婦人労働力の雇傭機会をも奪つたのである。

敗戦後従業員への退職金の代替として会社は区画漁業権を譲渡し（ただし登記せず、営業権を譲渡した）、かれらは児島水産加工会社を組織したが僅かに約四年の経営の後に淡水湖化工事によつて事業は閉ざされた。

⑩ 当時八浜最大の資産家で醤油醸造業を経営（後に不振のため閉鎖）、地元の各役職を兼任したほか県会議員に当選した。

⑪ 藤原基輔氏蔵、「伏老・藻介業殖事業方法書」（明治三五年藤原元太郎の福になる稿本）によれば、藤原の他の大口出資者としては渡辺柳次郎の一、六六〇円があり、以下は一、〇〇〇円以上一人、一〇〇〇—五〇〇円四人、五〇〇—三〇〇円九人、三〇〇—二〇〇円五人、二〇〇—一〇〇円二人、一〇〇—五〇円二人、五〇—三〇円一人、三〇—一〇円二人、一〇円以下二七人となつている。ここに業者というのは貝商人であり、大口出資者の一部は寄生地主や萌芽状態の産業資本と見られ、小口出資者が養殖経営者兼商人であつたと考えられる。これらが養員会社を設立することにより産業資本への転化をとげたわけであるが、出資者中には八浜漁業組合の理事となつた者の名が中以上の出資者中に見られ、従つて八浜は組合幹部は会社幹部によつて占められていたといえよう。

⑫ 前掲書。

⑬ 八浜宮山に建立されている児島養貝倅功碑（明治四三年）に

よる。

⑮ 藤原基輔氏によれば、南朝鮮において集荷したウナギを培養し、内地相場を勘案しつつ大阪等へ出荷したものであるという。

⑯ 八浜漁業組合蔵「重要証拠書類」綴。

第二章 干拓の着手と漁村の対応^⑰

一、漁業補償

明治三一年藤田伝三郎は干拓工事に着手するに当り周辺町村および漁業者に対し諸種の補償契約を行つた。

まず関係地方すなわち水利問題に利害を有する町村に対するものは第二表の通りである。

漁民に対する契約は当時漁業法未制定のため漁業者総代との間に結ばれているが、その内容は二種に分れる。すなわち小漁師に対しては漁業補償を以てし、数的に少ない大漁師に対しては漁業権買取りを行つた。まず小漁師から見ると第三表の如くである。

これを通覧すると次の諸点が注目される。第一に、この大規模な干拓事業は地元漁村のみならず隣接・周辺漁村はもちろん、遠隔地漁村にも多大の影響を及ぼすことが明らかであるにもかかわらず、僅かの漁村のみを対象としてい

第 2 表

契約年月日	契約町村	契 約 要 項	
		町 村 承 認 事 項	藤田より寄贈または提供
明治33.1.19	倉敷外22町村 ^①	1. 明治22年の命令書に基づく設計及び変更設計の承認 2. 灌漑用水の好意的流通	1. 1万円寄贈 ^② 2. 6区内の30町歩を寄贈
明治33.7.15	福浜村外8村 ^③	1. 同 上 2. 同 上	1. 4千円寄贈 2. 5区内の13町歩を寄贈
明治35.3.27	八浜町長藤原元太郎	1. 同 上 2. 3区以外に於ても県庁の許可を得た設計は認定すること	1. 明治33年1月7日八浜町漁業者との契約に基づく八浜町の要求をいれ、宮山を基点としてその訂正を開墾すること

注① 4郡23町村は開墾許可取消訴訟を決議し、訴訟手続を準備中であつたが、貴族院議員野崎武吉郎・衆議院議員田辺為三郎の調停により訴訟を中止し、この条件で妥結した。

② 現在興陽高校敷地となつている。これと別に漁業補償とからんで藤田は妹尾町に1町歩贈与を予約、東興除村に2町歩・西興除村に1町歩を小学校基本財産用として贈与を予約している。

③ 2郡9村に対して(1)の場合と同じく両議員の調停が行われて妥結した。

第 3 表

契約年月日	契約漁業者	契 約 事 項	
		漁 業 者 承 認 事 項	藤田より寄贈または提供
明治32.7.15	妹尾町漁業者 総代安原喜平 他22名	1. 開墾設計に異議なきこと 2. 一般漁業者は別に金銭を要求しない	1. 転業補償準備金 2,500円を寄贈 2. 小作地80町を指定しておくこと
明治33.1. 7	八浜町漁業者 山田直他2名	1. 開墾工事着手を承認する 2. 共同山林13町の立木2割を寄贈	1. 開墾につき将来漁業に損害を与えるおそれがあるため転業補償準備金 3,000円を寄贈 2. 6区, 7区に水面6万坪を養魚場に設備する
明治35.2. 7	福浜村青江漁業者 総代西山名久二郎 他2名	1. 明治22年の命令書に基く1区から8区までの設計を認定する 2. 漁場が減少しても金銭物件の要求をしない	1. 転業補償準備金 700円を寄贈 2. 3区内で水面2万5千坪を有料貸与する
明治35.2. 7	平井村漁業者 総代綾野万吉 他2名	1. 同上 2. 同上	1. 転業補償準備金 500円を寄贈 2. 3区内で潮廻その他の水面2万坪を有料貸与する
大正2. 8.31	福浜村漁業者 組合重造	1. 明治22年の命令書に1区から8区までの設計を認定する 2. 県庁の許す変更を認定する	1. 転業補償準備金 500円を寄贈

る。漁村側は漁業組合未結成であり（浜野のみは結成後に契約）、二十二組合も生れておらず、各漁村は村内有力者の支配下にあつて一般漁民の意識の低かつたこと、および漁村中水主浦の権利が優越し、農村から半農半漁化した村々は漁業権に対する発言力が弱く、漁業依存度の如何にかかわらず封建的慣行による権利が先行していたことが、強力に結束して交渉に臨む態勢を準備させるに至らなかつたのであろう。妹尾村は干潟漁業・養貝（カキ・ハイガイ）・網漁業を行い、中でも養貝の比重最も大でハイガイは明治二年頃より養殖されていたのであるが、ムルドルの復命書提出の翌年（明治一五年）には岡山県は貝の新規まき付けを禁止し、その翌年は震災に反して貝は多量に発生を見たため九三〇町に限つて三年期限で許可、ただし開墾事業等の場合は即時停止という条件を付された。従つて漁業権そのものが法的に確定されていなかつた時代においては、当然補償の対象となるべき権

利が抑圧され、干拓事業が優越したのであつた。児島灣干拓史の著者は藤田が補償したのは「干潟漁に従事する漁民の前途に重きを置きたるが為」で一般に上記および後述の処置は「児島灣沿岸の漁業者に対する情義」として行われたもので「起業者の美德として明記」しているが、政商藤田の側に立つ見解として温情主義的色彩濃厚である。藤田の処置は二区・六区にあたる干潟に活動した妹尾の他は、水主浦に対する挨拶であり、他の多くの漁村にはなんらの意志表示もなかつたのみでなく、補償額は極めて低い。八浜には木材提供の反対要求を行つてゐるほどである。第二点としては、干拓完成時には水面が狭隘化して海面漁業はほとんど潰滅的な打撃を受けるはずであるにもかかわらず、やや内陸に位置する街道筋の町であり農村である妹尾が小作地としての農地予約を得ているのは、もつぱら僅かな現金と養魚場に満足し、漁村としての性格を転換して生活し得るに足るだけのものを要求してゐない。干拓事業の規模が大きいため成功可能か否かが遠い将来のことで不明であつたし、漁民のほとんどすべての者がこれを夢物語りとして、現実感を以て事に処さなかつたからであらう。しか

第 4 表

明治32.1.27	甲浦村北浦 森本真三他 11名	1. 樫木漁業権鑑札23枚を 売渡す 2. いかなる事情あるも新 設せず、他人の願書にも 調印しない	1. 樫木漁業権を買収する 2. これを有料貸与する
明治34.10.6	八浜町 和田 熊一郎他 9名	1. 同 上14枚を売渡す 2. 同 上	1. 同 上(3,500円) 2. これを無料貸与する
明治35.3.27	八浜町 山田 直平他 3名	1. 同 上2枚を売渡す 2. 同 上	1. 同 上(450円) 2. 同 上
明治36.1.28	八浜町 吉造他 6 下方名	1. 矢井床漁業権鑑札2枚 を売渡す 2. 同 上 3. 開墾1区より8区の設 計を承認する	1. 同 上(700円) 2. 同 上

しながら水主浦を主にしたものとはいえ小漁師は漁業補償という形で協定し、残存海面における漁業継続の権利を保持したのに対し、大漁師は事情を異にした。すなわち小漁師の慣行漁業権が面的であるに反して点的な漁業権を有する大漁師に対しては、これを買収し改めて貸与する手

段をとつてゐる。地先が干拓されるか否かにより無料・有料の別があるが、漁業法施行後も漁業権は藤田組に属し、干拓完成までの永久小作権を得たことになる。従つてその後には発生した諸問題に關しては大漁師は補償要求の根柢を失つており、第二次大戦後は榎木組合・矢井床組合も弱体化して遂に小漁師の仲間たる漁協に組み入れられたのである。

このようにして藤田が支出した漁業補償金は一六、〇〇〇円余、周辺町村への贈与金を加算すると三〇、〇〇〇円余であつた。^⑮

しかしながら藤田への干拓許可後に設立をみた養貝会社には何らの交渉もなかつた。

^⑮ 井上経重『児島湾開墾史』二五一—二五三頁。
^⑯ 同上、二五四頁。

二、干拓進行に伴なう漁村側の対策^⑰

前節に示した補償金がどのように、いつ分配されたかに關しては資料も聴取りも得られないので不明である。藤田との契約文面によればそれは単なる補償金ではなくて転業補償準備金であり、開墾起工のため漁業者が實際困難を感

ずる時まで蓄積利殖し分配はしない旨の条項が入つていたが、恐らく受領後日を経ずして分配されたものであらう。

三区から七区に至るまでの起工認可が下つた大正二年に、二十二組合は七区予定地域に藤田組の承認を得て干拓事業に支障を来す場合は直ちに放棄することを条件にハイガイ・モガイ・アゲマキ養殖のための区画漁業権を設定し、同年八月藤田組との間に、養殖収益の三分の一以上を蓄積して干拓の影響により漁業困難となつた場合の漁業者救済資金とすることを契約した。養貝事業経営のためにはすでに藤田組の所有となつていた矢井床漁業権に対し逆に年額六〇円の補償が必要であつた。二十二組合は児島養貝会社にこの経営を委託することとし、同年一二月、ハイガイ・モガイ養殖地約一一〇町歩の使用料を年額一、四五四円、会社の養殖区域変更認定により生じうる漁業上の損害補償を年額六六六円とする一〇年契約を交し、アゲマキ養殖地約一二六町歩については藤原元太郎（すなわち養貝会社）と地益金年額八〇〇円、養殖経費ならびに養貝会社の繰替金に對する年一割の利子を収益より控除した残額の三〇%を組合が、七〇%を会社が得ることとする六年契約を締結した。

第 5 表

組合名	大正 2 年—大正13年		大正 14 年 以 降	
	分 配 額	共 積 同 額	分 配 額	蓄 積 額
	円	円	円	円
九 幡	44,575	46,383	44,575	46,383
升 田	44,575	46,383	44,575	46,383
光 政	56,662	58,947	56,662	58,947
沖 田	51,713	55,883	53,713	55,883
三 幡	44,575	46,383	44,575	46,383
平 井	46,334	48,222	46,344	48,222
三 福	65,507	68,140	72,174	81,473
青 江	43,100	44,851	46,434	51,517
浜 野	33,077	34,433	33,077	34,433
芳 田	39,858	41,480	41,525	44,814
今 保	25,706	26,771	25,706	26,771
福 田	38,973	40,561	38,973	40,561
妹 尾	94,681	102,132	104,681	122,132
東 興	90,339	97,417	98,673	114,083
西 興	41,665	44,527	48,331	57,861
彦 崎	29,186	34,013	29,186	34,013
灘	112,559	182,634	95,559	148,634
樋ヶ原	29,613	35,999	32,946	42,666
宇藤木	30,543	37,010	30,543	37,010
大 崎	64,746	72,014	65,746	72,014
八 浜	394,706	234,708	286,163	202,708
甲 浦	63,973	63,775	74,173	83,775
合 計	1,486,666 ^①	1,462,666 ^②	1,414,334 ^①	1,496,666 ^②

注① 損害補償額に使用料金・地益金の3分の1を加算したものである

② 使用料金・地益金の3分の2

満了につき返還要求を行つたので、期限満了の際は使用料を協定するとの前回契約によつて使用権は継続すると主張する会社側と対立し、新たな条件で入札を強行したが、再度繰返しても貸貸料を満足さす入札者がなかつたため二十二組合も折れ、自営という形式上の主張をしつとも再び養員会社と年額一、五五四円で契約せざるを得なかつたので

そして二十二組合に蓄積する収益の配分時期は藤田組との契約に基き必要時に藤田組と交渉することとして、各組合に対する配分率を各養殖地区に関し組合平等割・組合員数割・特別割(区域地元組合)により算定し、藤田組の同意を得たのである。

すなわちこれは自己の漁業権を定額および刈分小作料で

貸付ける寄生地主的養殖事業であつた。しかも藤原元太郎の占めた地位から、養員会社を最初から指名委託者としたのであつた。一〇年を経た後に契約を更新するに当つて、二十二組合理事会は組合自営を決定、前よりも厳格な規定(保証金寄託)を設け公開入札により経営委託しようとし、前回到契約した養員会社(すでに当時日本殖産)に対し期間

ある。大正一三年には藤田組の承認を得て二十二組合共同蓄積金を各組合に分配保管することとし、同時に分配率に修正を加えた。また大正一四年にはアゲマキ純益の配分率を二十二組合五割、妹尾二割、日本殖産三割とし、会社の取分を引き下げている。アゲマキ養殖成績は第六表の如くである。

第 6 表

年次 ^①	アゲマキ養殖純益	備考
昭和1	(-) 852円	翌年繰越
2	(-) 627	〃
3	(-) 215	〃
4	1,820	5:2:3で配分
5	811	〃
6	2,171	〃
7	(-) 169	翌年繰越
8	1,532	5:2:3で配分
9	(-) 499	翌年繰越
10	(-) 791	〃
11	(-) 1,608	〃
12	(-) 70	〃

注 ①大正14年以前および昭和13年以後
 に関しては資料を得ず、不明である。

二十二組合あるいは各単位組合が、組合として漁民の転業準備のための資金蓄積をはかつたのは、この「自営」養殖事業が唯一のものであつた。三区から七区にわたる地区は拘泥堤の捨石がまかれていたが、それは悠長な堆積待ち

であつたから、その期間を利用した資金蓄積手段は賢明であつたといえよう。一般漁民は工事による影響を受けて漁獲漸減傾向にあつたとはいへ、なお相当の収獲を挙げつづ、次の世代へと移つて行つた。

⑩ この項の資料は主として二十二組合理事会決議録、八浜漁業組合総代会決議録、沖田漁業組合の児島湾二十二漁業組合関係書類による。

第三章 開墾期限延長反対行政訴訟^⑤

一、発端

藤田組に許可された工期は既に一回更新されていたが、昭和八年三月末で再びその期限も切れようとしていたので、藤田組は再延長許可の運動を始めていた。これに対して昭和六年二月、倉敷市長は二十二組合に書簡を送り、干拓が水利・水運・水産に及ぼした悪影響を非難し、期限更新出願中の藤田組に対抗してこれを阻止する共同闘争を提案、知事及び農林大臣宛の陳情書原案を示した。二十二組合は直ちに理事会を開催してこれに呼応する回答を送り、かつ内務大臣・農林大臣・知事に対して開墾延期を不許可とするよう要請する陳情書(倉敷その他の町村と同文)を差した。

その中で彼らは次の如く陳情理由を述べている。

……往年藤田伝三郎ノ該灣開墾ヲ企ツルヤ毫モ關係市町村ト協議セズ、地方ノ利害従来ノ慣行ヲ尊重スルノ態度ニ出デズ、為ニ地方民衆ニ大イナル不安ヲ与ヘ、企業許可ノ後ニ至リテモ紛争容易ニ解ケズ。……果セルカナ該企業ノ進歩ニ伴ヒ漸次期待ハ裏切ラレ、杞憂ハ事実トナリ、漁獲ハ年々歳々衰退シテ生民其ノ漁ヲ失ヒ、灣内包容水量ノ減退ニ随ヒテ沿岸ノ河川溝渠ハ何レモ潮水干満ノ張力ヲ失ヒテ水位ノ低下ヲ来シ、土砂ノ埋積著ルシクシテ徒ニ浚漂ノ勞費ヲ増シ舟運交通ノ便ヲ妨ゲ灌漑排水ノ利ヲ失フニ至レルハ事実ノ証スル所ニシテ沿岸市町村ノ被害甚大ナルノミナラズ、尚年々被害ノ増進ヲ見ントスルハ誠ニ痛心ニ堪ヘザル次第ニ有之候……

越えて昭和七年一〇月、陳情書は不備としてさし戻され、漁獲量減少状態調査を命じられた。十一月には内務省は既に期限延長許可の方針であるとの報告が陳情団からもたらされ、一二月に入つて二十二組合は関係市町村会と合流しておのおの対策委員を選出し、市町村会の陳情書が決議され、二十二組合は總會を開催して「藤田組ノ兒島灣開墾許可延長阻止ノ目的貫徹ヲ期ス」との宣言を發表、再陳情書

を提出した。すでにこの頃二十二組合は行政訴訟提起を決議し、理事会を開いて訴訟のための資料蒐集を開始すると同時に、日本殖産に対して訴訟の際の資金援助を依頼している。日本殖産は干拓に関しては利害を同じくするために、巨額は不能であるが、適当額の寄付を行うと約した(三〇〇円を寄付している)。

倉敷市がイニシヤティブをとつた反対運動は、次第に主役が二十二組合に移り、それは終始干拓期限延長反対運動(干拓廃止)の性格で貫かれていた。ところが昭和七年一二各月に漁業組合所在の一五町村長(または助役)連名による知事あての陳情書は、期限延長を必至と見て早くも条件闘争の性格を示し、

- (1) 開墾ハ各区トモ一齊ニ着工シ必ズ五年以内ニ完了セシムルコト
- (2) 従前補償ニ漏レタル灣内区画専用漁業権者及漁業者ニ対シ充分補償ヲナスコト
- (3) 開墾成功ノ暁ニ於テハ(各区毎ニ)漁民ノ多寡其他ノ状況ニ応ジ漁民ニ対シ転業用相当反別ノ水田ヲ無償分譲スルコト並ニ必要反別ノ永小作地ヲ与フルコト

(4) 湾内漁業ノミニ使用セラルル漁具漁網類ノ補償及転業生産器

具器械購入費ヲ第二項補償ニ充分見積査定セラルルコト

(5) 開墾就労者ハ沿岸漁民希望者ヲ優先使用スルコト

の五条件を挙げて、「吾等ノ微意アル処ヲ諒トセラレ此ノ
 穩健ニシテ企業者及漁民ガ共存共栄ノ実ヲ挙げテ問題鎮靜
 ニ効果充分ナリト信ズル前述ノ条件ノ達成実現相叶ヒ候
 様」と、二十二組合と知事ノ間に調停的条件を提出したの
 である。この意見は期限延長を前提とする限りに於いて漁
 民側に必要な条件をことごとく盛つてあり、注目に価する
 ものである。藤田組も最大限の譲歩をすればこの線には歩
 み寄り得たであろうし、漁民側も転業上の保証をこの時期
 に獲得できたかもしれないのであつた。しかしながら二
 十二組合は妥協の意志を持たず、結果的に見ると泥沼に落
 ちこんで玉碎してしまつたのであつた。昭和八年二月、二
 十二日組合理事会は行政訴訟を一旦決定したが慎重を期し
 て三月に再議し、提起までに各組合の総会決議をとりそろ
 えるよう急いだのである。この時にそれまでの反対運動費
 を地益金の残額分配金中より支払い、かつ拘泥堤施工によ
 る漁獲激減のため漁民の窮状見るに忍びずとして当分の間

分配地益金の蓄積を停止することとしている。かくして蓄
 積は継続されず、また本来は漁民転業資金となるべき蓄積
 金が運動費・訴訟費として手をつけられて行つたのである。

⑳ この章の資料は主として二十二日組合理事会決議による。

㉑ 各組合は流通過程を掌握していなかったので生産統計を欠き、
 漁獲量の逐年変化を示すことができなかった。ゆえにさきの調
 査要求にもかかわらず、再陳情書には湾内の魚種・その名聲・
 歴史を概説し、干拓による漁獲減少を抽象的に訴え、年間漁獲
 は一〇〇万円でこれを失うときは漁民と家族二、七〇〇人の生
 計が危機に陥るといふ趣旨しか述べ得ないでいる。

二、行政訴訟の経過

岡山県知事を被告として「被告ガ昭和八年二月二日付
 指令士第六〇七号ヲ以テ為シタル大阪市北区堂島北町二〇
 番地合名会社藤田組ノ出願ニ係ル兒島湾開墾設計変更、竣
 工期間伸長ニ関スル許可処分ヲ取消ス。訴訟費用ハ被告ノ
 負担トス。トノ御判決ヲ求ム」との申立てを行つた「不法
 処分取消請求ノ訴」は昭和八年五月十一日行政裁判所に提
 出された。訴状に掲げる理由書は大約次の諸点を挙げてい
 る。

(1) 公有水面埋立免許者は指令期間中に設計通り竣工させる義務

があり、不能の場合は免許は失効する。ただ正当の理由があれば期間延長をなし得るが、被告の解釈は主観的であり正当の理由もなく成功の見込みもない。

(2) 専用漁業権・入漁権の価値を失わせ、漁民の生活をおびやか
し、湾内の状況を変えて水害の危険を生じ、水運を妨げる。

(3) 魚類の産卵孵化場・成育場たる湾を埋立てればその影響は内
海漁業に大きくおよび。

(4) 本件は免許失効であるから新規免許と同一の取扱いをすべき
で、まずその審査をすべきである。

この時原告として名を連ねたのは一七組合であつて、平井・青江・浜野・宇藤木・槌ヶ原の五組合は脱落し、最後まで行動を共にしなかつた。前三者はすでに当初に補償は解決済みであり起訴する筋合でないとの見解であつたゆゑであり、宇藤木は組合長が地先に開墾された一区内の水面使用を藤田組と契約しており、関係が密接で訴訟に参加し難い立場にあつたということである。これら五組合に対して二十二組合は昭和八年以降養貝地貸付料等の分配を停止した。

同年十一月には藤田組（代表者本山彦一）は準備を整えて

訴訟に参加し、ここに訴訟は本格化して以後足かけ六年にわたる長期の係争が始まつた。昭和九年四月提出の藤田組の準備書面は免許期間伸長許可処分
の正当性を主張し、その根拠として要約すれば次の諸点を挙げてゐる。

(1) 児島湾開墾許可に至るまでの経過。

(2) 沿岸地方の反対運動、一区および二区起工認可に至る経過。

(3) 起工後における反対および調停。

(4) 一区と二区の完成。

(5) 四区および八区の取消事情。（以上当時までの経過の叙述）

(6) 三区・五区・六区・七区の現状。拘泥堤は海中に砂堆を築きソダでこれを蔽い、その上に石をまいて石堤とする構造で、莫大な資金・労力・時間を要し、当初の期限たる大正八年五月一日に未完成のため延長許可を受け、大正一〇年に至りほとんど全部完了したが、風波で破損するほか付着貝類採取のため人的破損があり修理が多量となる。

(7) 同上地区の期間伸長と設計変更の出願。ムルドル式に干潮位二尺に達するまで待てば昭和八年に完成不可能のため深部は池として残すよう設計を変更。

(8) 期間伸長の正当な事由。かかる大事業は中断させず全部を完成させるべきである。付帯義務工事たる河口改修は県に巨大な

利益を与えている。もし工事中断すれば拘泥堤は湾中の障害物となり、放置しても堆積が進行する。しかしムルドル式によつたため工事が遅滞したのは不可抗力である。設計を変更したため早急完成は可能である。漁獲は県全体で一五〇—二〇〇万円、児島湾は年間一〇万円に過ぎないが、耕地が完成すれば三—四・五万石すなわち一六八—二三八万円の収穫を得ることとなる。漁民から小作農に転ずる者には相当の考慮を払うからかつて生活が安定するであろう。原告の専用漁業権は開墾免許後生じたもので開墾完成と共に消滅する運命にあり、期間延長によりそれだけ延命されるものである。

(9) 設計変更の許可。(許可の事実)

客観的に見れば双方ともに強弁ないしは誤認が混入しているが、これをついて原告と参加人の間には当然はげしい論戦が展開された。

原告主張 「一区・二区の開墾工事についてはその区の開係漁業者に対し補償契約を行つたので紛争はない。三・五・六・七区については何ら補償の事実はない。」「拘泥堤の築造状況と修理状況は、五区の一部に対しては築造しているがその他に対しては築造事実はない。修理は何ら形跡がない。」「藤田組という漁獲高は誤りである。養殖のみで二五万円、魚類八〇万円余等総

計一五〇万円あるが、近年障害を受けて減少している。」「漁業者を開墾事業に多数使役しているというがその事実はなく、今後も同様であろう。」「小作農転業の考慮云々は疑いがある。明治三二年一区・二区開墾の際に妹尾に八〇町歩の小作地、しかも一般より低率の小作料を約したが、数年を経ずして小作地は種々の口実で引き上げ、現在その一割しか残つておらず、小作料も他と何ら異なる。」「等々。

参加人主張 「専用漁業権は明治四二年に発生したもので、それ以前の開墾権に対抗し得ない。しかし明治二二年許可当時当局の指示により当時の申出による実損漁業者に対しては相当補償等の救済方法を講ずるがよいとの懇話があり、藤田としても情義上これを行うこととした。示談解決したのは原告中妹尾・八浜・甲浦と新外の平井・青江・浜野の六組合である。原告中その他の組合は二二年の原告示にもかかわらず県にも藤田にも申出なかつたから補償をしていない。しかし上記六組合が最も漁業者の利害関係厚く、他は稀薄で、かつ途中の経過・事情等により開墾に賛同していたのである。」「等々。

昭和九年一月二日には第一回実地検証が行われ、下つて昭和十一年七月二日の開廷公判において双方に和解が勧告された。二十二組合は仲裁者として岡山県出身の政友

会所属行吉代議士を選び依頼したが、行吉は快諾したものの

の広言のみでほとんど何ら活動せず、ついに役割を果さず

に終つた。昭和一二年に入ると二十二組合の資金源たる日

本殖産の養殖地料金が支払遅延となりつつあり、二月、す

でに六、〇〇〇円に接近した訴訟費は養貝純益金では不足

を来し、他の費目から繰入充當する状態に立ち至つていた。

すでに長期にわたつた訴訟に二十二組合は疲労の色濃く、

資金的にもこのように限界に接近しつつ

あつたのである。和解の希望は被告側にもあつたのであるが、二十二組合は単なる和解では巨額の訴訟費の決済資金を獲得し得ぬため、勝訴を期待することによつて自ら激励している状態であつた。昭和一二年は岡山へ出張した農林省水産局長への配慮懇請、委員上京による司法政務次官や行吉代議士への陳情等、手がかりを求めらるることに費された。

許可年月日	地区	面積	期限
昭和8.2.22	3・5区	1,170.1.9.23 ^可	昭和16.3.31
"	6	922.2.1.19	17.3.31
8.12.14	7	1,649.6.0.11.5	18.3.31

した。

三、結 束

公判開延一七回を経た昭和一三年一月裁判所は和解をさらに勧告しつつありいよいよ大詰めに近づいた時に、原告一七組合は二つに分裂した。大崎・灘・彦崎・東興除・西興除・妹尾・福田・今保・芳田・三福の一〇組合は別行動をとる旨代表組合に通告したのである。これら湾の西・北岸諸組合は従来仲裁人を不満とし地元出身の弁護士星島二郎を立てて和解する道をとつたのである。残存七組合は懇談により説得しようとして三月に至つたが、これを打ち切り、再度の実地検証およびその際の漁業損害判定の鑑定人申請が切迫していたのでそれに備えた。

四月、行政裁判所阿部評定官は実地検証のために岡山を訪れたが、この機会に評定官の圧力で急速に和解が成立し、遂に訴訟に終止符を打つたのである。四月九日締結された和解条件は次の如くであつた。

(1) 三・五区、六区、七区の埋立てに関する行政処分および埋立て工事に基因して原告の漁業権に関して生じる可能性のある一切の損害補償として参加人藤田組は原告に四万円を提供する。

②② 岡山県知事は昭和八年一二月県告示で
工事設計変更および竣工期間伸長を許可

この分配は組合員数割による。^{②①}

(2) この事項に関し原告の一部または全部が新願・行政訴訟または民事訴訟を起したときは違約金として連帯で全額を返却する。

(3) 四万円は訴訟取下書と引替えに渡す。

(4) 取下げによつて生じる訴訟費請求権は被告・参加人は放棄する。(以下略)

かくして藤田組は四万円の犠牲によつて開墾継続を確定し、二十二組合は訴訟費充当金を獲得はしたが再び干拓事業に異議を唱える道を全く閉ざされ、しかも一時沿岸町村から出た調停的陳情に盛られたごとき諸条件は何ひとつとして獲得できなかつた。

同年七月二十二組合理事会は訴訟経費の決算を行つたが、僅かに残つた地益金については訴訟不参加組合にも当然分配すべき原則のものであるが、同時に彼らにも訴訟費を負担させることとして、この交渉を行うことで落着した。この後も養貝事業による地益金の収入はあつたが、二十二組

合經常費や頻発した補償事件の交渉費に支出され、再び蓄積を見なかつた。

②② この和解に関しては、県側も二十二組合も、和解とはいへ自己の敗訴であるという觀念を抱いている。それは阿部評定官の腹芸によつて成立したものであつた。当日沖田漁業組合理事として出席していた森操氏によれば、評定官はまず原告側を召集し、威圧的に、このままゆけば敗訴になると言明、和解条件の一任を要求、各組合代表一人一人に念を押して強引に承知させた。次いで彼は別室へ行き、待機していた藤田組代表者にも同一の言明、要求を行い、四万円の金額を承知させたのであつた。たまたまその室を通つた森氏だけが和解の両裏面を知り得たわけである。

②③ 理金手交は五月八日に行われたが、十組合のみ出席し残存組七組合は月末に至るも受取らなかつた。特に八浜と甲浦は人数割方式は訴訟費分担額と均衡を失うとして不満であつた。評定官はこれを察知して書面を送つたので、七組合も六月に入つて受領した。しかし後に二十二組合内部で人数割方式を否定し、費用分担率に応じて再配分したのである。(未完)

Reclamation and Fishermen

— in the case of *Kojima* Bay 児島湾 in the
Okayama 岡山 Prefecture —

by

Shôgo Yuihama

Land reclamation or land drainage in response to the demand of developing the land is naturally contradictory to the coastwise-fishery. Has this contradiction been fully reasonably conquered? And aren't villages sacrificed? Investigation of the nature in the former drained lands has the great importance in the future land drainage. In this article the *Kojima* 児島湾 Bay in the *Okayama* 岡山 prefecture is taken as a characteristic example of land drainage on a large scale in Japan. Here all the problems are concentrated, in which there are defects in those arrangement by both executors and fishermen, especially in the influence of establishing factories by successful drainage on fishery. This article treats the history of sea villages' attitude to drainage, based on the information of fishing, villages, and tries to make clear the point by evaluating synthetically its process and result, omitting the fields of natural geography.

Kowashi Inoue's 井上毅 Character of Thought

by

Noboru Umetani

Kowashi Inoue, chief drafter of the *Meiji* Constitution and the Imperial Rescript on Education, has generally been understood as an absolutist politician. On what idea in real did he draft these documents? What was his system or structure of thought then? These questions are importance to understand the historical process in forming interdependently the system of *Meiji* Constitution and its thought on Tennoism (Imperial Rescript on Education). Heretofore no material has been found on his structure of thought in original or on a united conception of forming the *Meiji* Constitution and the Imperial Rescript